

【 ご注意ください！ 】

事務所ニュース

道標

1) 算定基礎届は終了しましたが、その後給与が変更した方はみえますか？

- 給与（基本給、月額が固定の手当など）が上がったり下がったりした方
- 給与形態が変更した方 など・・・

月額変更届の対象になる場合がありますので、該当者がある場合にはお知らせください。

2) 算定基礎届の会社控えが随時お手元に届きます。届きましたら当事務所までご連絡ください。算定基礎届、月額変更などにより保険料変更となる方のお知らせをさせていただきます。よろしくお祈りします。

【 8月～9月の予定 】

27年8月						
月	火	水	木	金	土	日
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

27年9月						
月	火	水	木	金	土	日
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

(記：江藤尚子)

『戦後 70 年』
最近、1日に1度は耳にしているような気がします。
日本人の平均寿命が80歳を超えているとはいうものの、実際に戦争を体験し今でも健在な方たちは、当然のことながら年々少なくなっています。
一方でいつまでたっても、世の中からはテロや紛争はなくなりません。核兵器を持つことによって他国をけん制し合っている時代です。
平和な時代の日本に生まれた私にとって、戦争は過去のものとして歴史の授業で触れるものであり、今起きているテロなども、日本からは遠い地域で起きている話だと思ってしまうがちです。もしも自分達の身に起きてしまったら・・・と考えるのが怖くて、あえて考えることをやめてしまいたいという気持ちになってしまいます。
でも、みんなで考えて伝えていかなければならない大事なことですよね。

～ 戦後 70 年 ～

【 労働保険 今後の予定 】

今後の労働保険納付日程は、次の通りです。

	納付期限・口座振替日		
	第1期	第2期	第3期
事務組合(SR) 加入事業所		10月27日(火)	1月27日(水)
一般事業所		11月2日(月)	2月1日(月)
一般事業所 ※ (口座引落申込済)	9月7日(月)	11月16日(月)	2月15日(月)

※ 一般事業所様で今後口座振替をご希望される方は、ご連絡下さい。

石川経営労務レポート 第75号 (平成27年8月発行)

発行人 石川経営労務事務所
〒 456-0051 名古屋市熱田区四番 14-34
TEL 052-651-6000
FAX 052-652-0066
E-mail ishikawa@ishikawakk.or.jp

【 熱中症 注意ください !! 】

熱中症予防強化月間は終わりましたが、まだまだ暑い日は続きます。

引き続き熱中症には十分ご注意ください!!

熱中症は、予防第一

こまめな水分補給や休憩、日々の体調管理など、日頃からの注意が必要です。

⚠ 熱中症かな ? と思ったら・・・

- すぐに風通しのいい日陰やクーラーなどが効いている室内など涼しい場所へ移動する
- 衣服をゆるめたり、体に水をかけたり、またぬれタオルをあてて扇いだりするなどして、体から熱を放散させ冷やす
- たくさん汗をかいた場合は、冷たい水やスポーツドリンクや塩あめなどにより、塩分を補給する

【 最低賃金の引き上げ 】

先日行われた中央最低賃金審議会において、今年度の地域別最低賃金額改定の目安について答申が取りまとめられました。本年度も大幅引き上げの予定です。

ランク	都道府県	引き上げ額の目安
A	千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	19円
B	茨城、栃木、埼玉、富山、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島	18円
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、山梨、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、香川、福岡	16円
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、徳島、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	16円

あくまでも目安です。決定しましたら、事務所ニュースを通じてお知らせします。

【 国民年金保険料「10年の後納制度」 間もなく終了します 】

終了日 : 平成27年9月30日

「10年の後納制度」とは・・・

この制度を利用すれば、将来の年金額を増やすことができます。

過去10年間に納め忘れた国民年金保険料を納付することができる仕組みです
(本来、国民年金保険料は2年を経過すると時効により納付することができません)

ご利用いただける方は・・・

- ① 20歳以上60歳未満の方で、10年以内に納め忘れの期間(納付・免除以外)や未加入期間がある方
- ② 60歳以上65歳未満の方で①の期間のほか任意加入中に納め忘れの期間がある方
- ③ 65歳以上の方で、年金受給資格がなく任意加入の方など
※60歳以上で、老齢基礎年金を受け取っている方は申込みできません

この制度を利用する際は、申し込みが必要です!

制度終了後は・・・

平成27年10月1日から3年間に限り、過去5年間に納め忘れた国民年金保険料を納付することができる

「5年の後納制度」が始まります!

但し、・・・
10年の後納制度よりも納付できる期間が短く、保険料の加算額が高くなります。

お問い合わせは『国民年金保険料専用ダイヤル』へ



0570-011-050

050から始まる電話でおかけになる場合は 03-6731-2015
お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

＜受付時間＞

月～金曜日 午前8:30～午後5:15 ※ただし、月曜日(月曜日が休日の場合は火曜日)は午後7:00まで延長

第2土曜日 午前9:30～午後4:00

(祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません)

*ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。
ただし、一般の固定電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

*「03-6731-2015」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。